

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市と畜場条例第 5 条及び第 8 条の規定に該当しない者に対すると畜場入場の承認
根拠条例・規則等名		さいたま市と畜場条例
条 項		第 1 3 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当するときは、承認しない。 (1) と畜場法その他関係法令に違反し、又はこれらの法令に定める指示に従わないとき。 (2) と畜場の業務又はと畜場内における他人の業務を妨害し、秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 (3) と畜場の衛生保持上、又は管理上支障があると認められるとき。 (4) その他市長が必要と認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 日間
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		